

# 健康診断の結果についての 医師等からの意見聴取について

- 定期健康診断等を実施した結果、異常の所見があると診断された労働者については、医師又は歯科医師から意見を聴くことが必要です。
- 意見聴取は、健康診断が行われた日から3か月以内に行う必要があります。
- 意見聴取は、意見を述べる医師等に対し、健康診断個人票の「医師の意見欄」に（歯科医師の場合は「歯科医師の意見欄」に）当該意見を記載してもらい、これを確認する必要があります。



健診年月日	○年 ○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名◎	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の 氏名◎	○○ ○○

- 意見聴取に際し、医師又は歯科医師から、意見聴取を行う上で必要な労働者の業務に関する情報（労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数等）を求められたときは、速やかに提供する必要があります。

## 意見を聴く医師は・・・

- 意見を聴く医師は、**産業医の選任義務のある事業場**（常時使用する労働者が50人以上の事業場）においては、産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業環境についてより詳細に把握しうる立場にあることから、**産業医から**意見を聴くことが適当です。
- **産業医選任義務のない事業場**（常時使用する労働者が50人未満の事業場）においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師又は歯科医師から意見を聴くことが適当であり、労働者50人未満の小規模事業場については、「**地域産業保健センター**」の意見聴取等のサービスを無料で利用することができます。（裏面参照）

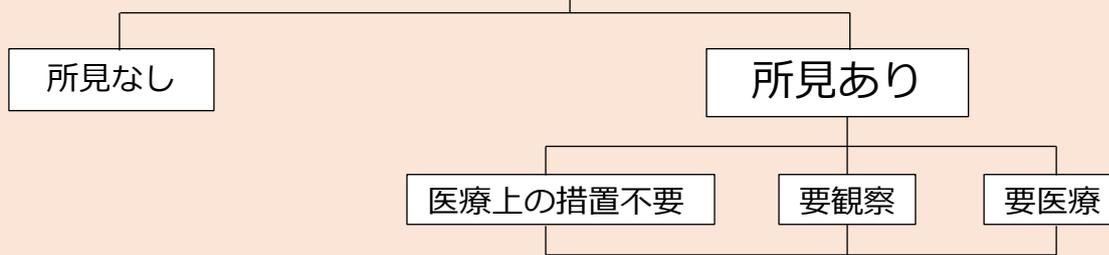
# 健康診断実施後の措置の流れ

## 健康診断の実施

一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断※等）	安衛法第 66 条第 1 項
特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）	安衛法第 66 条第 2 項
歯科医師による健康診断	安衛法第 66 条第 3 項
自発的健康診断	安衛法第 66 条の 2
その他の健康診断	安衛法第 66 条第 4 項、 第 5 項ただし書き

※労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断で、深夜業を含む業務に従事する労働者等が該当します。

## 医師による区分の決定



## 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

（安衛法第 66 条の 4）

就業区分	区分	通常勤務	就業制限	要休業
	内容	通常の勤務 でよいもの	勤務に制限を加える 必要のあるもの	勤務を休む必要の あるもの
就業上の措置の内容		-	労働時間の短縮、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、出張の制限、作業の転換、労働負荷の制限等	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

➡ 就業区分、就業上の措置内容を、健康診断個人票の「医師（歯科医師）の意見欄」に記載

### 衛生委員会等への報告

医師等からの意見は個人が特定できずに集約・加工する等労働者のプライバシーに適正な配慮を行うことが必要

（就業制限、要休業の場合）

### 労働者からの意見聴取

### 産業医への報告

★2019年4月1日から、改正労働安全衛生法により、意見聴取後、遅滞なく産業医に対して情報提供しなければならぬこととなりました。  
（遅滞なく…おおむね1月以内）

### 就業上の措置の決定

### 措置の実施

（安衛法第 13 条第 4 項、安衛則第 14 条の 2 第 1 項）

（安衛法第 66 条の 5）

## 川崎北地域産業保健センター

（対象地区：中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区）

所在地：〒211-0053 川崎市中原区上小田中 6-10-1 中央セントラルマンション 1 階

TEL：044-322-0314 FAX：044-322-0315

地域産業保健センターの利用には事前の申し込みが必要です。

また、利用回数には制限がありますので、あらかじめご了承ください。



川崎北地域産業保健センター

検索